

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 30 日（火）第 656 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- ふ化業者の登録（畜産振興課取扱い） 1
○土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 1
○都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 1

公 告

- 令和 8 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 2
○落札者等の公告（総務福利課取扱い） 2

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第598号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登 録 年 月 日	登 録 の 有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 7 の 1 号	令和 7 年 9 月 21 日	令和10年 9 月 20 日	株式会社ジャパンファーム 曾於郡大崎町益丸651番地	株式会社ジャパンファーム ムチキン生産本部生産部 第一孵卵場 曾於郡大崎町野方3887番地 株式会社ジャパンファーム ムチキン生産本部生産部 第二孵卵場 曾於郡大崎町野方3887番地

鹿児島県告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 7 年 8 月 27 日付けで曾於東部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規

定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
市街化区域から市街化調整区域に変更する部分
鹿児島市下福元町及び錦江台一丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間
令和 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 14 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

公 告

令和 8 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
県外に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）	令和 7 年 10 月 23 日から同年 11 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和 7 年 11 月 6 日の消印のあるものまで受け付ける。	8 : 30 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 15

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
校務用パソコンの賃貸借 981 台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁総務福利課教育 D X 推進室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 7 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

- 5 落札金額
236,880,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 6 月 27 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第100号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e うしおととら～月と太陽～F H －F H	株式会社ディ・ライト	5P0960
ぱちんこ遊技機	e バキ 2 L B M 4	株式会社アムテックス	510625
ぱちんこ遊技機	e ソードアート・オンライン～閃 光の軌跡～9 9 V e r . K 1	京楽産業．株式会社	4P1693
ぱちんこ遊技機	e アズールレーンTHE ANIMATION 2 K 6	京楽産業．株式会社	5P0983